

令和7年度 白井市 結婚新生活支援補助金

新婚生活引っ越し費用
1世帯あたり最大

白井市では若い世代の結婚生活を応援するため、新生活のスタートアップにかかる費用(家賃、引越費用)の一部を支援します。



60万円補助※

※対象年齢による最大補助金額
※予算の範囲内

【申請受付】

令和7年4月1日～

令和8年3月14日

最大補助金額表

夫婦共に29歳以下	60万円
夫婦共に39歳以下	30万円

対象となる世帯

次の要件をすべて満たす世帯が対象

婚姻日

令和7年1月1日から
令和8年3月14日まで
に入籍した世帯

所得

ご夫婦の合算した
所得額が500万円
未満の世帯

年齢

ご夫婦ともに婚姻日
における年齢が39歳
以下の世帯

※詳細は裏面に記載しています。

対象となる費用

(令和7年4月1日から令和8年3月14日までに支払った費用)

新居の住宅費

- ・新居の購入費
- ・新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ・住宅の増改築費

新居への引越費用

引越業者や運送業者に支払った
引越費用

【対象にならない費用】

× 駐車場代、地代、光熱費、
設備購入費

【対象にならない費用】

× 不用品の処分費用、
自らレンタカーを借りて引っ越した場合、
友人に頼んで引っ越した場合

ご利用の流れ



✓ 問い合わせ

補助対象になるのかなど、
まずは電話で問い合わせ。

引っ越し・領収書受領

新居へお引っ越し。補助申請
には契約書や領収書が必要。

申請書提出

申請書に必要な書類を添付し、
企画政策課へ提出。

交付決定

交付決定後、企画政策課から
届いた書類に必要な事項に
記入し、返送。

【お問い合わせ】白井市企画政策課 電話:047-401-7245

令和7年度 白井市結婚新生活支援補助金について

【📄 申請受付期間】

令和7年4月1日から令和8年3月14日まで

※予算額に達した時点で申請の受付を終了する場合があります。



【☑ 補助対象世帯(次の要件を全て満たす世帯)】

- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である。
- 婚姻日が令和7年1月1日から令和8年3月14日である。
- 補助金の申請の時点で費用の対象となる住居に新婚世帯が住民登録されている。
- 前年中の夫婦の所得を合算した額が500万円未満である。
(※自治体が発行する所得の証明書の額で確認します。交付申請日により必要な証明書の年度が変わります。)
- 本補助金の申請日から2年以上継続して白井市に居住する意思がある。
- 白井市の税金を滞納していない。
- 他の公的制度による住宅に関する補助を受けていない。
- 過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがない。
- 補助対象世帯に白井市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員を含まない。



【💰 補助対象となる費用】

令和7年4月1日から令和8年3月14日までに支出した住居費や引越費用等

補助金の上限額 ・夫婦共に29歳以下 … 60万円 ・夫婦共に39歳以下 … 30万円

- ・**住宅費用** 新たに取得又は賃借した住宅であって、取得又は賃借する際に要した費用
住宅の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料
 - ・**引越費用** 住宅に引っ越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用
 - ・**住宅のリフォーム費用** 婚姻を機として実施した住宅のリフォーム
住宅機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
- 〔 対象外:倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用 〕



【下記の内容に当てはまる場合はご相談ください。】

- ・貸与型奨学金の返済をしている。
- ・令和7年4月1日から令和8年3月14日までに補助金対象費用が発生しない。

